

免許更新制高度化のための調査研究事業 公募要領

1 事業名

令和3年度免許更新制高度化のための調査研究事業

(注) 本公募は、令和3年度予算成立後に直ちに事業を開始できるよう、本予算成立前に始めることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容・規模、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始することができないことに留意すること。

2 事業の趣旨

平成21年度から導入された教員免許更新制は、教師として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識・技能を身に付けることで、教師が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的としているが、教員が、これまで採用権者が実施する研修との重複などの負担感を有していることなどが課題として指摘されてきた。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの現職教員が、免許状更新講習が数多く開講されている長期休業期間中も含め、子供たちの学びの保障に注力しなければならない状況が生じ、さらに通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を迅速に構築することが求められてきた。

中央教育審議会においては、将来にわたり必要な教師数の確保とその資質能力の確保が両立できるような在り方を総合的に検討していく必要があるため、現在、教員免許更新制や研修をめぐる制度に関してより包括的な検証を進めている。

これまで中央教育審議会においては、教員免許更新制に関する成果や課題等について、都道府県教育委員会や各校長会、あるいは更新講習の開設者である大学関係者から現状や意見を聴取するとともに、採用権者が行う現職研修の現状についても、独立行政法人教職員支援機構や教育委員会から意見聴取してきた。その結果においては、現場の教員は免許状更新講習の在り方も含め教員免許更新制に関して課題や負担感を感じているという意見も報告されており、当該検証を完了するためには、現場の教員の認識もこれらの聴取内容と一致していることを裏付ける必要がある。

こうしたことを踏まえ、本調査研究では、教員の負担を軽減し、教員確保を妨げない教員免許更新制への改善策を探るため、現職教員の免許状更新講習及び研修に関する意識調査を行うことを通じて、教員免許更新制を含む免許制度全体の高度化に資する取組を推進する。

3 事業の内容

以下の事業を実施すること。ただし、参加者による企画提案の内容のうち、文部科学省が事業の実施効果を高めることができると判断した内容については、追加することを妨げない。

- ・免許状更新講習及び教育委員会が主催する研修に関するアンケート調査
(調査に当たっては、各世代の現職教員から満遍なく結果を得ることとし、また教育現場に極力負担がかからない調査方法を提案すること。)

①調査対象

現職教員（更新講習受講経験者に限る。）

②調査項目・調査方法等

現時点で想定している調査項目は以下のとおり。事業の実施効果を高めるための追加すべき調査項目及び調査方法（調査規模）等を企画・提案すること。最終的には文部科学省との協議のうえで決定することとする。

【調査項目例】

（更新講習）

○講習の選択時

- ・更新講習を選ぶ基準は何か。
- ・希望した（関心のある）講習内容を受講できたか。また、受講したい講習は何か。

○受講時

- ・更新講習は最新の知識技能を修得できる機会となっているか。
- ・更新講習の内容に満足しているか。適切と感じているか。また、講習を受講した直後と一定期間経過した後（例えば半年後）では感じ方に違いはあるか。
- ・障がいのある教員に対しても受講しやすいように配慮されていたか。

○受講後

- ・受講の結果、現場の教育に役立っているか（還元できているか）。
- ・更新講習に負担感を感じているか。（どのようなところに負担感を感じているか。）

○全般的な感想

- ・定年退職後あるいは定年が近い場合、教職を継続するのに、更新講習が障壁になっているか。
- ・更新制度が意図しない失効（うっかり失効）につながることについてどう思うか。
- ・更新講習を優先するため、上位免許状や他種免許状の取得を後回しにしたことがあるか。
- ・費用や時間に見合った更新制度（講習内容）となっているか。

（現職研修）

- ・更新講習と教育委員会が主催する研修との重複感を感じているか。
- ・教育委員会が主催する研修において最新の知識技能が修得できているか。

③分析・報告等

上記②の調査結果を踏まえて分析した資料を作成・報告すること。

4 事業の委託先

公募対象は以下（1）から（4）のいずれかに該当する者とする。

- （1）都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会
- （2）幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は大学を設置する法人
- （3）（2）以外の法人格を有する団体

(4) 法人格は有しないが、次の①から④の要件を全て満たしている団体

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④ 団体活動を経常的に行うための事務組織を有すること。

5 企画競争に参加する者の必要資格に関する事項

- ・ 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ・ 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。

6 事業規模（予算）

予 算 額：4, 9 1 8 千円限度

採択件数：1 機関（予定） 採択件数は審査委員会が決定する。

7 委託契約期間

契約締結日～令和 3 年 6 月 3 0 日

8 応募方法等

本事業の委託を受けようとする企画提案者は次項以下に定めるところにより、提出期限までに、企画提案書等を作成し、総合教育政策局長宛てに提出すること。

なお、企画提案書等の作成等応募に係る費用は、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

(1) 提出書類

【必須】

① 企画提案書（別添 事業実施計画書）

※再委託を行う場合の見積書や一般管理費の算出根拠など、企画提案書の内容を補完する資料についても、あれば提出すること。

【該当ある場合のみ】

② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合、その写し

③ 応募団体の概要（別紙様式 1）

※都道府県又は市町村の教育委員会以外の者が応募する場合は、提出すること

④ 任意団体に関する事項（別紙様式 2）

※法人格を有しない者が応募する場合は、③とともに提出すること

⑤ 誓約書（別紙様式 3）

※ 1 本企画競争に参加を希望する者は、事業実施計画書の提出時に、暴力団体等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。

※ 2 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなつ

た場合は、当該者の事業実施計画書は無効とするものとする。

※3 前2号は、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人には適用しない。

<②の具体例>

1) 評価の対象とする認定等を証する書類（当該認定等の根拠法令に基づき厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等）として、次のものの写し。

○女性活躍推進法第9条に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書 ※労働時間の基準を満たすものに限る。

○女性活躍推進法第12条に基づく認定（プラチナえるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

○次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第13条に基づく認定（くるみん認定）及び同法第15条の2に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

○青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）第15条に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書

○女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画策定届（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）

2) 女性活躍推進法、次世代法及び若者雇用促進法に基づく認定並びに女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の対象とならない外国法人（以下「対象外国法人」という。）については、評価の対象とする次に掲げる認定等相当確認を証する書類（内閣府男女共同参画局長が発出したワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書）の写し

○女性活躍推進法第9条に基づく認定（えるぼし認定）に相当するもの ※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。

○女性活躍推進法第12条に基づく認定（プラチナえるぼし認定）に相当するもの

○次世代法第13条に基づく認定（くるみん認定）及び同法第15条の2に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）に相当するもの

○若者雇用促進法第15条に基づく認定（ユースエール認定）に相当するもの

○女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画策定（対象外国法人において、常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）に相当するもの

(2) 企画提案書（事業実施計画書）の提出様式

- ・企画提案書は事業実施計画書によって代えることとし、「別添 事業実施計画書」を提出すること。
- ・様式は全てA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等の判別しやすいもので作成すること。

(3) 提出方法

電子メール

- ・Word 又は一太郎にて作成した①及び②～⑤を電子メールに添付の上、送信すること。(②～⑤については、PDF ファイルでも可とする。)
- ・メールの件名は「令和3年度免許更新制高度化のための調査研究事業(団体名)」とする。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後1日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて16「問合せ先」まで照会すること。
- ・メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出先

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 教員免許企画室更新係

E-mail : menkyo@mext. go. jp

(5) 提出期限

令和3年3月11日(木)

- ・電子メールは当日の送信記録があるもの

※公募締切日後の企画提案書等の提出、差し替え及び訂正は認めない。

(6) その他

事業実施計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された事業実施計画書等については、返却しない。

9 企画提案に盛り込む内容

以下に挙げる項目を盛り込んだ企画提案書を作成し、提出すること。

- ・実施方針及び実施内容(分析・報告のイメージを含む。)
- ・実施体制及びスケジュール
- ・参加者の概要及び類似実績
- ・業務従事者の類似実績
- ・参考見積

10 選定方法等

(1) 選定方法

審査委員会において書類審査を実施する。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、20日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

11 事業に係るデータ等の提出について

文部科学省が事業の契約期間内及び契約期間が終了した後に、本事業によって得られたデータ等

(個人情報以外の原データを含む) について情報提供の依頼を行った場合、委託先は当該データ等の提出について協力を行うこと。

1 2 事業の成果について

以下に挙げる成果物をそれぞれ期日までに作成し、文部科学省に提出すること。

- ・ 中間報告書、5部 (契約期間の中間の日まで。詳細の日は事業担当課と調整すること。)
- ・ 事業報告書、5部 (契約期間の満了の日まで)
- ・ 上記を収録した電子媒体 (CD-R 等)、1部 (契約期間の満了の日まで)

1 3 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については業務計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結 (契約書に契約の当事者双方が押印) したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことを十分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

1 4 スケジュール (予定)

- ① 公募開始：令和3年2月17日 (水)
- ② 公募締切：令和3年3月11日 (木)
- ③ 選 定：令和3年3月下旬
- ④ 結果通知：令和3年3月下旬
- ⑤ 契約締結：順次締結
- ⑥ 契約期間：契約締結日～令和3年6月30日

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

契約締結に当たり必要となる書類

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類の提出を求めることから、事前に準備しておくこと。

- ・ 事業計画書 (審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業計画書の再提出を求める。)
- ・ 委託業務経費 (再委託に係るものを含む) の積算根拠資料 (謝金単価表、旅費支給規定など)
- ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
- ・ 別紙 (銀行口座情報)

15 その他

- (1) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (2) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (3) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文部科学省へ届け出ること。

16 問合せ先

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係

Tel : 03-5253-4111 (内線3572)

E-mail : menkyo@mext.go.jp